

環廃産発第 13082712 号
平成 25 年 8 月 27 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の改正により、産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業を含む。以下同じ。）の許可の更新に際して、当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 9 条の 3、第 10 条の 4 の 2、第 10 条の 12 の 2 又は第 10 条の 16 の 2 に定める基準（以下「優良基準」という。）に適合すると認められたものについては、許可の有効期間が 7 年となる等のインセンティブを得られることとなった。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 248 号）附則第 5 条において、改正法の施行日（平成 23 年 4 月 1 日）以前から産業廃棄物処理業の許可を受けている者が、その許可の有効期間の満了の日までの間に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年環境省令第 1 号）附則第 13 条、第 16 条、第 19 条又は第 22 条で定める基準に適合する旨の確認（以下「優良確認」という。）を受けたときは、当該産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とする経過措置を設けているところである。

今般、改正法の施行日以降早期に許可の更新を迎えたために、優良確認及び優良認定（産業廃棄物処理業の許可の更新に際して、優良基準に適合すると認められることをいう。以下同じ。）を受けることができなかつた業者を救済すること等を目的として、優良基準への適合性の判断等を以下のとおり行うこととしたので、通知する。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 措置の概要

改正法施行日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下同じ。）が、当該許可の更新期限の到来を待たずして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 6 条の 9 第 2 号、第 6 条の 11 第 2 号、第 6 条の 13 第 2 号又は第 6 条の 14 第 2 号に掲げる者に該当するものとして当該許可の更新の申請を行う場合は、都道府県知事（法第 24 条の 2 に定める場合にあつては政令で定める市の長）は当該業者について優良基準への適否を審査し、優良基準を満たせば優良認定を与えることとする。本措置は、改正法の施行日以降早期に許可の更新を迎えたために、優良確認及び優良認定を受けることができなかつた業者を救済すること等を目的とするものであるため、措置の対象となるのは、改正法施行日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた産業廃棄物処理業者に限定する。

なお、当該優良認定を伴う更新の許可に係る許可の有効期間は、従前の許可の有効期間を 2 年延長するのではなく、当該更新の許可の日から 7 年間となる。

第二 優良基準への適否の判断

優良認定の可否の判断については、優良基準への適合性を審査し行うものであるが、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物処理業の許可に係る有効期限の到来を待たずして令第 6 条の 9 第 2 号、第 6 条の 11 第 2 号、第 6 条の 13 第 2 号又は第 6 条の 14 第 2 号に掲げる者に該当するものとして当該許可の更新を申請する場合には、規則第 9 条の 3 第 1 号、第 10 条の 4 の 2 第 1 号、第 10 条の 12 の 2 第 1 号又は第 10 条の 16 の 2 第 1 号の基準（以下「遵法性に係る基準」という。）への適合性は以下の通り判断すること。

- ・ 申請日前 5 年間に特定不利益処分（規則第 9 条の 3 第 1 号に規定する特定不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

なお、申請日から更新の許可の日までの間に特定不利益処分を受けた場合は、遵法性に係る基準を満たさないこと。

第三 その他

優良認定を受けた者が認定後に優良基準に適合しなくなった場合は、産廃情報ネット（<http://www.sanpai.net.or.jp/>）の掲載情報にその旨を付記していること。また、優良認定を伴う許可の更新を受けた者が、当該許可の更新後当該許可の有効期間の満了の日までの間に特定不利益処分を受けた場合には、次回の許可の更新時に優良認定を伴う許可を受けることはできないこと。

なお、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することが必要であることから、優良認定

制度について、引き続き産業廃棄物処理業者等に周知されたい。

<参考>

